

第4章 事故により借用自動車が壊れた場合の補償

車両復旧費用条項

<用語のご説明一定義>

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

<p>(1) 車両事故</p> <p>衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故をいいます。</p>
<p>(2) 復旧</p> <p>次の①または②のいずれかを行うことをいいます。</p> <p>① 車両事故によって借用自動車に生じた損害の修理</p> <p>② 車両事故によって借用自動車に生じた損害を修理しない場合は、借用自動車の代替とする自動車の購入</p>
<p>(3) 付属品</p> <p>借用自動車に定着（注 i）または装備（注 ii）されている物、および法令等（注 iii）に従い借用自動車に備え付けられている物をいいます。（注 iv）</p> <p>（注 i）「定着」とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。</p> <p>なお、車室内でのみ使用することを目的として、借用自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器（有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。）等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取扱います。</p> <p>（注 ii）「装備」とは、自動車の機能を十分に発揮させるために、その自動車に備品として備え付けられている状態をいいます。</p> <p>（注 iii）「法令等」とは、法律、命令、規則、条例等をいいます。</p> <p>（注 iv）借用自動車に定着または装備されている物であっても、以下に規定する物は付属品とはなりません。</p> <p>① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品</p> <p>② 法令等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物</p> <p>③ 通常装飾品とみなされる物</p>
<p>(4) 修理費</p> <p>損害が生じた時および場所において、借用自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、借用自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</p> <p>（注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。</p>

(5) 借用自動車の時価額

損害が生じた時および場所における、借用自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

(6) 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

1. 保険金をお支払いする場合

第1条 [保険金をお支払いする場合]

(1) 当社は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に限り、借用自動車の復旧によって生じた費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、この条項および基本条項に従い、被保険者に復旧費用保険金を支払います。

① 被保険者が借用自動車を運転中(注)に、**車両事故**によって借用自動車に損害が生じたこと。

② **車両事故**によって借用自動車に生じた損害の程度および借用自動車の**修理費**について、当社による確認ができること。

(注)運転中には、駐車または停車中を含みません。以下この条項において同様とします。

(2) 本条(1)の「借用自動車」には、**付属品**を含みます。

第2条 [補償の対象となる方—被保険者]

この条項における被保険者は、借用自動車を運転中の次の①または②のいずれかに該当する者としてします。

- ① 記名被保険者
- ② 指定被保険者

2. 保険金をお支払いできない場合

第3条 [保険金をお支払いできない場合]

(1) 当社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって被保険者に生じた費用に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

① 次のア.からオ.のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア. 保険契約者、記名被保険者または指定被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

イ. 借用自動車の所有者（注 i）

ウ. 上記ア.およびイ.に定める者の法定代理人

エ. 上記ア.およびイ.に定める者の業務に従事中の使用人

オ. 上記ア.およびイ.に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有

害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

(注 i) 借用自動車の所有者とは、次のいずれかに該当する者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）をいいます。

ア. 借用自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

イ. 借用自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ウ. 上記ア. およびイ. のいずれにも該当しない場合は、借用自動車を所有する者

(2) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する損害により被保険者に生じた費用に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

- ① 借用自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない借用自動車の電氣的または機械的損害をいいます。）
- ③ 借用自動車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品に生じた損害
- ④ 付属品のうち借用自動車に定着されていない物に生じた損害。ただし、借用自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、借用自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ 法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品に生じた損害

(3) 当社は、被保険者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた損害により被保険者に生じた費用に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

- ① 法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合
- ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合
- ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合

(4) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に生じた損害により被保険者に生じた費用に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 ii）を運転している場合
- ② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

(注 ii) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸

借契約により借り入れた自動車を含みます。

3. お支払いする保険金の計算

第4条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 1回の**車両事故**につき当社の支払う復旧費用保険金の額は、次のとおりとします。

	借用自動車の 復旧	復旧費用保険金の額
①	<用語のご説明 一定義> (2)①に 規定する復旧	次の算式によって算出される額。ただし、300万円を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">車両事故によって借用自動車 に生じた損害の修理費の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">免責金額</div>
②	<用語のご説明 一定義> (2)②に 規定する復旧	次の算式によって算出される額。ただし、300万円を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">次のいずれか低い額 ア.車両事故によって借用自動車 に生じた損害の修理費の額 イ.借用自動車の代替とする自動車の 購入費用の額（注 i） ウ.借用自動車の時価額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">免責金額</div>

(注 i) 購入費用の額は、借用自動車の代替とする自動車を購入したときに、実際に被保険者が支出した額とします。ただし、社会通念上妥当なものに限ります。以下この条において同様とします。

(2) 当社は、本条(1)に定める復旧費用保険金の額のほかに、被保険者が次の①および②の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その額を被保険者に支払います。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第14条 [事故発生時の義務等] (1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	基本条項第14条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合であっても、本条(2)の費用を支払いません。

① 本条(2)の規定によって支払うべき費用のみを負担した場合

② 本条(2)の規定によって支払うべき費用の額と復旧費用保険金の額の合計額が300万円を超える場合

(4) 借用自動車の所有者に対し、**車両事故**によって借用自動車に生じた損害について、借用自動車に適用される保険契約または共済契約によって既に保険金または共済金の支払が決定しもしくは支払われた場合または第三者から損害の賠償として既に損害賠償金の支払が決定しもしくは支払われた場合において、その支払が決定しまたは支払われた額が被保険者の負担

額（注 ii）を超過するときは、当社は復旧費用保険金の額と本条(2)の費用の額の合計額からその超過額を差し引いて復旧費用保険金を支払います。この場合において、既に復旧費用保険金を支払っていたときは、当社はその超過額に相当する復旧費用保険金の返還を被保険者に請求することができます。

（注 ii）ここでいう「被保険者の負担額」とは、次のア.またはイ.に規定する額とします。

ア. 借用自動車の復旧として、＜用語のご説明一定義＞(2)①に規定する復旧がされた場合

$$\boxed{\text{被保険者の負担額}} = \boxed{\text{修理費の額}} - \boxed{\text{復旧費用保険金の額}}$$

イ. 借用自動車の復旧として、＜用語のご説明一定義＞(2)②に規定する復旧がされた場合

$$\boxed{\text{被保険者の負担額}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{借用自動車の代替} \\ \text{とする自動車の} \\ \text{購入費用の額} \end{array}} - \boxed{\text{復旧費用保険金の額}}$$